

# ○大府市街区基準点管理保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき市が管理する街区基準点の一般的取扱い及び管理保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「街区基準点」とは、街区三角点（2級基準点相当）及び街区多角点（3級基準点相当）であって、永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 街区基準点の管理保全の主管課は、都市整備部建設総務課とする。

(使用の届出)

第4条 街区基準点を使用する者は、あらかじめ、街区基準点使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、街区基準点使用承認書（第2号様式）により使用の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により街区基準点の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が街区基準点を使用するときは、前項の街区基準点使用承認書を常時携帯し、市職員又は街区基準点の設置されている土地若しくは建物の所有者若しくは管理者（以下「土地所有者等」という。）から請求があった場合は、速やかに、これを提示しなければならない。

3 使用者は、街区基準点の使用を終了したときは、街区基準点使用報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 街区基準点現況報告書
- (2) 精度管理表
- (3) その他市長が必要と認める書類

(工事施工の届出)

第5条 次項に規定する街区基準点の効用を害するおそれのある工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ、街区基準点付近での工事施工届出書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、街区基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、街区基準点の一時撤去又は移転の承認を申請し、又は協議するときは、街区基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したものに限る。）
- (2) 引照点図又は市長が必要と認める測量資料
- (3) 写真（街区基準点及びその周辺並びに全引照点を確認できるものに限る。）

2 前項の街区基準点の効用を害するおそれのある工事等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両、重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち又は杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下となる工事等
- (3) その他街区基準点の効用を害するおそれのある工事等

3 工事施工者は、街区基準点付近での工事がしゅん工したときは、速やかに、街区基準点付近での工事しゅん工報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) しゅん工写真（街区基準点及びその周辺が確認できるものに限る。）
- (2) 街区基準点の異常の有無が確認できる測量資料（着工前としゅん工後が対比できる引照点図又は街区基準点の保全に必要な点検測量等の成果が確認できるものに限る。）

4 工事施工者は、街区基準点の効用を害したときは、街区基準点復旧承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、街区基準点復旧承認書（第7号様式）により復旧の承認を受けなければならない。

（一時撤去又は移転）

第6条 工事施工者は、街区基準点の一時撤去又は移転をする必要が生じたときは、あらかじめ、街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、街区基準点（一時撤去・移転）承認書（第9号様式）により一時撤去又は移転の承認を受けなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したのものに限る。）
- (2) 写真（街区基準点及びその周辺が確認できるものに限る。）
- (3) 再設置位置図（新旧の位置関係が確認できるものに限る。）

2 土地所有者等は、土地所有者等の都合により街区基準点の一時撤去又は移転をする必要が生じたときは、街区基準点（一時撤去・移転）請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（機能の回復）

第7条 工事施工者が街区基準点の一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用を害したとき、又は土地所有者等による街区基準点の一時撤去若しくは移転の請求があったときは、原則として当該街区基準点を既設と同様の構造により再設置しなければならない。

2 前項において、同一構造による設置が不可能なときは、市長と協議のうえ街区基準点の構造を変更することができる。

3 前2項の規定は、工事施工者以外の者が、故意又は過失により街区基準点を滅失し、又はき損した場合に準用する。

（機能回復の施工者）

第8条 街区基準点を再設置する工事（以下「再設置工事」という。）は、原則として街区基準点の効用を害する原因を生じさせた工事施工者が行わなければならない。

2 測量成果の修正に必要な手続きは、測量法その他の関係法令に基づき市が行うものとする。

（再設置工事）

第9条 再設置工事を施工する者（以下「再設置工事施工者」という。）は、再設置位置及び施工方法について、復旧前に市長と協議しなければならない。

2 再設置工事施工者は、再設置工事の品質、出来形、工程及び工事の実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

3 再設置工事施工者は、再設置工事がしゅん工したときは、速やかに、街区基準点再設置工事しゅん工報告書（第11号様式）に前項の写真を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

4 再設置工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第10条 街区基準点の再設置工事に要する費用（既設の街区基準点の取壊し費用を含む。）及び修正に係る街区基準点の測量作業に要する費用は、原因者である再設置工事施工者が負担する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

街区基準点使用承認申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名  
担当者氏名

街区基準点を使用したいので、大府市街区基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用目的			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）		
測量地域			
使用する街区基準点	計 点		
測量方法			
測量作業機関	所在地		
	名称		
	代表者氏名	担当者氏名	
	電話番号		
備考			

第2号様式（第4条関係）

街区基準点使用承認書

第 号  
年 月 日

様

大府市長

印

年 月 日付けで申請があった街区基準点の使用について、大府市街区基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり承認します。

記

使用目的			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）		
測量地域			
使用する街区基準点	計 点		
測量方法			
測量作業機関	所在地		
	名称		
	代表者氏名	担当者氏名	
	電話番号		
承認条件	(1) 別紙街区基準点使用条件を遵守すること。 (2) 使用終了後は、街区基準点使用報告書を提出すること。		
主管課連絡先	大府市都市整備部建設総務課 電話番号 0562-47-2111		

第3号様式（第4条関係）

街区基準点使用報告書

年 月 日

大府市長 殿

報告者 所在地  
 名 称  
 代表者氏名  
 担当者氏名

街区基準点の使用が終了したので、大府市街区基準点管理保全要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

承認番号	第 号		
使用目的			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）		
測量地域			
使用した街区基準点	計 点		
測量作業機関	所在地		
	名称		
	代表者氏名	担当者氏名	
	電話番号		
使用結果 （精度）	No. ~No.	相対精度	1 :
	No. ~No.	相対精度	1 :
	No. ~No.	相対精度	1 :
	No. ~No.	相対精度	1 :
特記事項	（故障点又は異常点の状況を記載）		
添付書類	(1) 街区基準点現況報告書 (2) 精度管理表 (3) その他市長が必要と認める書類		

第4号様式（第5条関係）

街区基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

大府市長 殿

届出者 所在地  
 名称  
 代表者氏名  
 担当者氏名

街区基準点付近での工事を施工したいので、大府市街区基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

工 事 件 名			
工 事 場 所			
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
工 事 概 要			
効用を害するおそれのある街区基準点		計 点	
道路等 占有者	所 在 地		
	名 称		
	代 表 者 氏 名	担当者氏名	
	電 話 番 号		
工 事 請 負 者	所 在 地		
	名 称		
	代 表 者 氏 名	担当者氏名	
	電 話 番 号		
添 付 書 類		(1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したものに限る。） (2) 引照点図又は市長が必要と認める測量資料 (3) 写真（街区基準点及びその周辺並びに全引照点を確認できるものに限る。）	

第5号様式（第5条関係）

街区基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

大府市長 殿

報告者 所在地  
 名 称  
 代表者氏名  
 担当者氏名

年 月 日付けで届け出た街区基準点付近での工事をしゅん工したので、  
 大府市街区基準点管理保全要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

工 事 件 名			
工 事 場 所			
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
効用を害するおそれのある街区基準点		計 点	
街区基準点の状況		(1) 測量標のき損状態 (2) 構造物のき損状態 (3) その他	
工 事 請 負 者	所 在 地		
	名 称		
	代表者氏名	担当者氏名	
	電 話 番 号		
添 付 書 類		(1) しゅん工写真（街区基準点及びその周辺が確認できるものに限る。） (2) 街区基準点の異常の有無が確認できる測量資料（着工前としゅん工後が対比できる引照点図又は街区基準点の保全に必要な点検測量等の成果が確認できるものに限る。）	



第6号様式（第5条関係）

街区基準点復旧承認申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名  
担当者氏名

街区基準点の復旧の承認を受けたいので、大府市街区基準点管理保全要綱第5条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

復旧する 街区基準点				計 点
復旧場所				
復旧理由				
復旧内容				
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)			
復旧工事 請負者	所在地			
	名 称			
	代表者氏名		担当者氏名	
	電話番号			
備 考				

第7号様式（第5条関係）

街区基準点復旧承認書

第 号  
年 月 日

様

大府市長 印

年 月 日付けで申請があった街区基準点の復旧について、大府市街区基準点管理保全要綱第5条第4項の規定により、下記のとおり承認します。

記

復旧する 街区基準点	計 点
復旧場所	
復旧内容	
復旧完了期限	年 月 日
承認条件	(1) 街区基準点の再設置は、原則として既設のものを再度使用すること。 (2) 街区基準点再設置工事完了後は、速やかに届け出て、市の検査を受けること。 (3) 検査に合格したときは、速やかに市へ街区基準点を引き渡すこと。 (4) 街区基準点復旧承認申請書の内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て、建設管理課と協議すること。
主管課連絡先	大府市役所都市整備部建設総務課 電話番号 0562-47-2111

第8号様式（第6条関係）

街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 所在地  
 名 称  
 代表者氏名  
 担当者氏名

街区基準点の一時撤去・移転をしたいので、大府市街区基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

工 事 件 名			
工 事 場 所			
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
一時撤去・移転する 街区基準点		計 点	
一時撤去・移転の理由			
移 転 の 候 補 地			
一 時 撤 去 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
工 事 請 負 者	所 在 地		
	名 称		
	代 表 者 氏 名	担当者氏名	
	電 話 番 号		
添 付 書 類		(1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したものに限る。） (2) 写真（街区基準点及びその周辺が確認できるものに限る。） (3) 再設置位置図（新旧の位置関係が確認できるものに限る。）	
備 考			

第9号様式（第6条関係）

街区基準点（一時撤去・移転）承認書

第 号  
年 月 日

様

大府市長 印

年 月 日付で申請があった街区基準点の一時撤去・移転について、下記のとおり承認します。

記

一時撤去・移転する 街区基準点	計 点
移 転 先	
一時撤去・移転の 終了期限	年 月 日
承認条件	(1) 再設置の位置については、復旧する前に必ず主管課に連絡し、協議すること。 (2) 街区基準点の再設置は、原則として既設のものを再度使用すること。 (3) 街区基準点再設置工事完了後は、速やかに届け出て、市の検査を受けること。 (4) 検査に合格したときは、速やかに市へ街区基準点を引き渡すこと。 (5) 街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書の内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て、建設管理課と協議すること。
主管課連絡先	大府市役所都市整備部建設総務課 電話番号 0562-47-2111

第10号様式（第6条関係）

街区基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

大府市長 殿

請求者 所在地  
名 称  
代表者氏名  
担当者氏名

街区基準点の一時撤去・移転をしたいので、大府市街区基準点管理保全要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

一時撤去・移転する 街区基準点	計 点
一時撤去・移転の 理 由	
一 時 撤 去 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
移 転 の 候 補 地	
備 考	

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

街区基準点再設置工事しゅん工報告書

年 月 日

大府市長 殿

報告者 所在地  
名 称  
代表者氏名  
担当者氏名

街区基準点の再設置工事をしゅん工したので、大府市街区基準点管理保全要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

工 事 件 名			
工 事 場 所			
再 設 置 工 事 しゅん工日	年 月 日		
再 設 置 し た 街 区 基 準 点			
工 事 請 負 者	所 在 地		
	名 称		
	代表者氏名	担当者氏名	
	電 話 番 号		
添 付 書 類	再設置工事の品質、出来形、工程及び工事の実施状況を明らかにする 写真		